



平成 26 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 富 士 重 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 永 泰 之
(コード番号 7 2 7 0 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山 藤 和 典
(TEL 03-3347-2005)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が平成 22 年 1 月 15 日に東京地方裁判所に対し、国を被告として提起しておりました防衛省向け戦闘ヘリコプターAH-64D に関する初度費請求事件について、本日、判決が言い渡されましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 判決言渡しのあった裁判所および年月日

東京地方裁判所
平成26年 2 月28日

2. 訴訟の内容と経緯

当社が防衛省から受注した戦闘ヘリコプターAH-64D の生産を行うために発生した初度費（特定の防衛装備品の製造のためだけに支出される設計費、専用治工具費、技術提携費等、主として製造の初期段階で支出される費用であり、製造機数に関わりなく一定額が発生する。具体的には、日本仕様へ変更するために当社が支出した金額などが含まれる。）については、平成 14 年度から平成 19 年度までの間は、防衛省の要求により、他の防衛装備品と同様に、事業年度毎にその調達機数毎に分割して（割り掛けて）支払われておりました。

しかし、平成 20 年度以降、防衛省は、戦闘ヘリコプターAH-64D の初度費残額の負担を一切拒否する見解を示し、現在に至るまで初度費残額は支払われておりません。当社は、防衛省に対し、初度費残額の支払いを継続して請求しておりましたが、防衛省から支払いを受けることができなかったため、当社は、平成 22 年 1 月 15 日に東京地方裁判所に対し、国を被告として、初度費の未償還額等 35,124 百万円の支払いを求めて本訴訟を提起しておりました。

3. 判決の内容

- (1) 原告の請求をいずれも棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告の負担とする。

4. 今後の見通し

当社の主張が認められなかったことは大変遺憾であります。今後の対応につきましては、判決の内容を精査し、訴訟代理人とも協議の上、決定いたします。

なお、この判決が当社の業績へ与える影響等につきましては、現時点で未確定であります。今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上